

令和8年3月下旬に 貴志川の

# 特定都市河川指定 を目指します

同時に、貴志川流域が特定都市河川流域に指定されます。

## 指定までの経緯

貴志川周辺では、昔から氾濫による被害が多く、令和5年6月の台風第2号では貴志川流域で線状降水帯が発生し、広範囲で浸水被害がありました。

気候変動の影響で、今後さらに被害が大きくなるような大雨の発生が懸念されます。

流域内における一定規模以上の開発行為に対し雨水を貯める等の対策を求めるなど、流域内のみんなが雨を貯める取組等をより一層進め、大雨に対する安全度の向上を目指します。



どうなるの？

田畠など締め固められていない土地で行う

1,000m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為（雨水がしみ込みにくくなる行為）に対して、

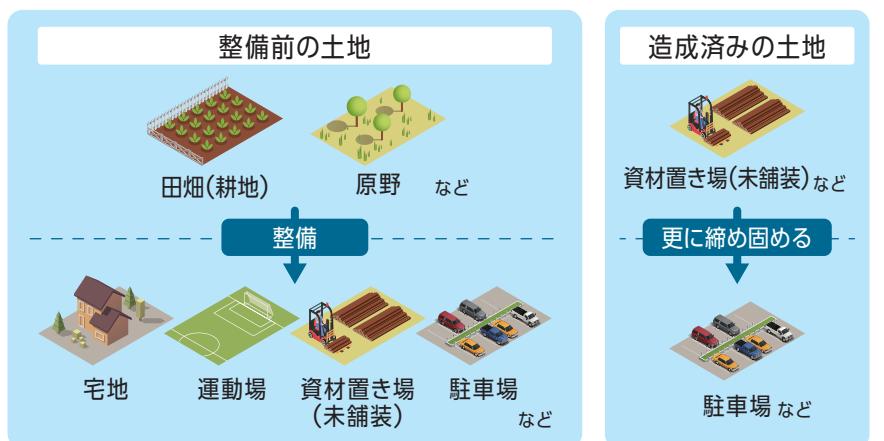
雨水貯留浸透施設（調整池等）の設置及び和歌山県知事等の許可が必要になります。

このほか、流域内の関係者が連携する取組を計画し、推進していきます。

## 1,000m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為

- 田畠（耕地）、原野、林地などの整備が対象になります。
- 資材置き場の造成や駐車場の整備等も対象になります。
- 既に造成済みの土地や調整池を設置済みの土地でも、更に締め固めるような土地に変更する場合は対象となることがあります。

## 対象となる行為（雨水浸透阻害行為）の例



「特定都市河川」は「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき指定します。

「特定都市河川浸水被害対策法」は、著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、流域の浸水被害を防止するため、雨水貯留浸透施設の整備や雨水流出抑制の規制等を行い、水害に強いまちづくりを推進する法律です。

詳しくはこちら

特定都市河川全般に関する問合せ先

国土交通省 和歌山河川国道事務所 流域治水課 [代表]073-402-0265

雨水浸透阻害行為の許可に関する問合せ先

和歌山県 県土整備部 河川下水道局 河川課 [代表]073-441-3134

